



## 人事院勧告

# 2年連続 月例給据え置き、ボーナス引下げ！

### 〈 職員の給与等に関する勧告・報告 〉 ～人事院～

人事院は8月10日(火)、国会と内閣に対し、一般職国家公務員の令和3年度の月例給は「改定なし」、ボーナスは「引下げ」として勧告しました。

人事院は民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、従業員50人以上の企業のうち、約11,800事業所、約45万人の個人別給与を実地調査しました。(完了率82.7%)

月例給については、公務と民間の4月分給与額を調査しました。主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢(平均年齢43.0歳、現行給与407,153円)等を比較したところ、民間給与に比べ19円(0.00%)下回っていたので、改定はありませんでした。

ボーナスについては、直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と校務の年間の支給月数を比較したところ、民間の支給割合が4.32月で公務の支給月数が4.45月となり、民間が公務を下回ったことから、年間4.30月分に引下げるよう勧告を行いました。

また、その他の取組では、定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、「60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組」として今後の給与制度の見直しに向けた検討にも触れています。

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)

### 【給与勧告の骨子(ポイント)】

- ① 民間給与との較差が極めて小さく、棒給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない
- ② ボーナスを引下げ(0.15月分)、民間の支給状況等を踏まえ期末手当の支給月数に反映

県教連では、今回の人事院の勧告・申出を受け、8月20日に関係団体とともに県人事委員会に対して「2021年人事委員会勧告に関わる要求書」を提出します。また、8月30日、9月9日には関係団体とともに人事委員会との交渉を行います。

詳しい勧告の内容については、**県教連事務局までお問い合わせください。**